

京都市告示第 286 号

景観法第 9 条第 1 項の規定により次の法人を景観整備機構として指定しましたので、同条第 2 項の規定に基づき当該景観整備機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

平成 26 年 8 月 29 日

京都市長 門川 大作

1 景観整備機構の名称

特定非営利活動法人 京都景観フォーラム

2 景観整備機構の住所及び事務所の所在地

京都市北区紫竹下梅ノ木町 1 6 番地 8

(都市計画局都市景観部景観政策課)